

農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 農薬取締法施行令の一部改正

- 一 再評価を受けようとする者が納付すべき手数料の額は、三十五万円等とすること。
(第一条関係)
- 二 水質汚濁性農薬から一部の薬剤を除外すること。
(第二条関係)
- 三 その他所要の改正を行うこと。

第二 関係政令の規定の整備

関係政令について、所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

- 一 この政令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行するものとする。ただし、一部の規定については、平成三十二年四月一日から施行するものとする。
(附則第一項関係)
- 二 この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
(附則第二項関係)